

# 浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付要綱

平成28年7月1日

告示第47号

## (目的)

第1条 この要綱は、地域経済の復興を図るため、町内において新たに事業活動を行う事業者に対して、その電気料、上水道使用料及び下水道使用料(以下「光熱水費等」という。)について、予算の範囲内において補助金を交付するため、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和60年浪江町規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 浪江町内に事務所等を置き事業活動を行う、法人又は個人をいう。
- (2) 帰還困難区域 東日本大震災及び原子力災害により平成25年4月1日に帰還困難区域に指定された区域をいう。
- (3) 特定復興再生拠点区域 平成29年12月に策定した浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画に位置付けられた区域をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助対象者は、町内において新たに事業を開始した日から1年を経過していない事業者で、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 浪江町暴力団排除条例(平成26年浪江町条例第1号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと。
- (2) 浪江町税を滞納していないこと。

## (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、事業者が町内で新たに事業を開始した日の翌月から12か月分又は交付申請年度の2月分のいずれか早い月分までの、事業者が負担した光熱水費等とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電気料 町内事業実施場所にて使用された電気に係る基本料金及び従量料金等をいう。電力会社の請求書等が複数月にまたがっており、何月分の使用料なのかの記載がなく判断できない場合は、使用期間の末日の属する月の分とみなす。
  - (2) 上水道使用料 浪江町が徴収する、町内事業実施場所で使用した上水道に係る基本料金及び水量料金等をいう。2か月分まとめて請求されるときはその2分の1の額(1円未満切捨て)を当該1か月分の使用料とみなす。
  - (3) 下水道使用料 浪江町が徴収する、町内事業実施場所で使用した公共下水道に係る基本料金及び水量料金等をいう。2か月分まとめて請求されるときはその2分の1の額(1円未満切捨て)を当該1か月分の使用料とみなす。
- 2 住居と事業所等が一体となっている場合は、住居面積と事業所面積の按分によって算出した按分率を光熱水費等の月額に乘じた額(1円未満切捨て)とする。

計算式
$\frac{\text{事業所部分面積(m}^2\text{)}}{\text{事業所部分面積(m}^2\text{)} + \text{住居部分面積(m}^2\text{)}} \times 100 = \text{事業所対象部分按分率(\%)} \\ \text{(小数点以下切捨て)}$

- 3 補助対象経費について、1か月分の経費(住居と事務所等が一体となっている場合は前項の按分後の金額)が次の表に定める金額に満たない場合は、その月分は対象外とする。

電気料	2,000円
上水道使用料	2,000円
下水道使用料	1,500円

- 4 補助対象経費について、他の団体等の補助を受けているものは除く。  
(補助限度額、補助率等)

第5条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費を合算し、次の表に掲げる補助率を乗じたものとし、同表に掲げる補助金額の上限に満たない場合は千円未満を切り捨てる。

区分	補助率	補助金額の上限	
		製造業	その他の業種
帰還困難区域及び 特定復興再生拠点区 域	10分の10	240万円	120万円
その他の区域	2分の1	120万円	60万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、町内での事業開始日の翌月末日(前年度に引き続き補助金を受けようとするときは当該年度の4月末日)までに、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 別表に定める光熱水費等に係る契約書の写し又は契約内容の分かる資料(前年度に引き続き補助金を受けようとするときは省略可)
  - (2) 住居と事業所等が一体となっている場合は、事業所等部分の延べ床面積が分かる平面図
  - (3) その他町長が特に必要と認める書類
- 2 前項に規定する期日以降に申請があった場合は、第4条に規定する補助対象経費から、申請日の前月分までに係る額を除外する。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定するものとする。

- 2 規則第7条の規定による通知は、交付不交付決定通知書(様式第2号)による。

(変更承認申請)

第8条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者は、交付申請内容を変更する場合又は事業の中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付申請内容と相違なく事業を行ったにもかかわらず、同条に規定する交付決定をした補助対象経費の額と次条に規定する実績報告の額とが相違する場合は、同条に規定する実績報告をもって変更承認申請に代えることができる。

2 前項に規定する様式第3号による申請があった場合において、町長がこれを適当と認めるときは、当該申請をした者に対して、変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。  
(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は事業完了後14日以内(前条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理してから30日以内)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、第1号の書類については、町が保有する情報を調査することについて申請者が同意する場合は省略することができる。

- (1) 町税等の未納がないことの証明書
  - (2) 別表に定める光熱水費等の使用料が分かる書類
  - (3) その他町長が特に必要と認める書類
- (補助金額の確定)

第10条 規則第14条の規定による通知は確定通知書(様式第6号)による。  
(補助金の請求及び支出)

第11条 補助金の支出は補助事業の完了した後、前条の通知を受けた者の請求により行うものとする。

2 前条の通知を受けた者は、速やかに交付請求書(様式第7号)により、町長に請求するものとする。  
(補助金交付の取消し)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。  
(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。  
(2) 補助金交付の条件に違反したとき。  
(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。  
(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年7月1日告示第76号)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の浪江町町内再開事業者等光熱費等補助金交付要綱の規定は平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に作成されている改正前の浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付要綱に規定する様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成31年3月27日告示第28号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月1日告示第78号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年12月16日告示第124号)

この要綱は、令和4年1月1日から施行し、この要綱による改正後の別表の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和4年3月22日告示第31号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年2月27日告示第21号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年4月1日告示第59号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第98号)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に町内において新たに事業を開始し、改正前の浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)により当該補助金の交付を受けた事業者のうち、交付月数が12月に満たない事業者については、12月から旧要綱により交付を受けた月数を差し引いた月数について、この要綱を適用して、補助金を交付するものとする。
- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

4

附 則(令和8年3月4日告示第30号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第6条、第9条関係)

	対象経費	交付申請時	実績報告時
電気料	町内事業実施場所にて使用された電気に係る基本料金及び従量料金等	使用場所住所の記載のある契約内容が分かる書類	使用期間及び使用量の記載のある、使用量のお知らせ、口座振替完了のお知らせ、請求書、領収書、電気料金振替払込請求書兼受領証又はそれに類する書類の写し
上水道使用料	浪江町住宅水道課が徴収する、町内事業実施場所の上下水道に係る基本料金及び水量料金	開栓届の写し	浪江町住宅水道課が発行する、浪江町水道料金・下水道(農集排)使用料等納入通知書兼領収証明書、検針票などの写し



様式第1号（第6条関係）

浪江町長

受付印

浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金

交付申請書

申請日 年 月 日

申請者 <small>(法人の場合は本社住所、個人の場合は代表者住所)</small>	住所	〒		
	事業者名			
	代表者役職	代表者氏名	印	
町内事業所名				
町内事業所住所 <small>(光熱水費等使用場所)</small>	〒979-15	業種	製造業 ・ その他	
	浪江町大字			
連絡先	氏名	電話番号		
	メールアドレス			
立地区域の別	特定復興再生拠点区域 ・ 帰還困難区域 ・ その他の区域			
町内事業開始日	年 月 日	申請期限：町内事業開始日の翌月末日		
補助対象期間	年 月分	～	年 月分	まで
浪江町税の滞納	滞納なし ・ 町税の課税なし ・ 滞納あり			浪江町税に限る
浪江町暴力団排除条例	該当しない ・ 該当（ ）			
※住居と事業所建物が一体となっている場合	建物延べ床面積	㎡		
	事業所部分 <small>(事業所部分 ㎡+住居部分 ㎡)</small>	事業所対象部分 按分率 % <small>(小数点以下切捨)</small>		
対象経費(見込)	電気料	按分計算	上水道使用料	按分計算
	月額2,000円以上(円未満切捨)		月額2,000円以上(円未満切捨)	
開業の翌月から12か月分	4月分			
	5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	1月分			
	2月分			
	3月分			
	計	円		円
対象経費合計	円			
補助割合	2分の1 ・ 10分の10		限度額	
補助金申請額 <small>(千円未満切捨)</small>	000円			

添付書類

- ・電気の契約書の写し又は契約内容のわかる資料(前年度から引き継ぎ申請する場合は省略可)
- ・水道の開栓届の写し
- ・(該当者のみ)事務所等部分の延べ床面積がわかる平面図
- ・町長が必要と認める書類

※可からの補助金等を受給したことがない場合  
補助金の交付を希望する口座情報のわかる書類

\*\*\*以下、浪江町担当者記載欄\*\*\*

限度額(年額)と補助率

業種	立地	帰還困難区域 特定復興再生拠点区域		その他の区域	
		240万	10分の10	120万	2分の1
その他業種		120万	10分の10	60万	2分の1

交付決定額	000	債権者コード	
-------	-----	--------	--

浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金  
交付不交付決定通知書住所：  
事業者名：  
代表者名：

年 月 日付で申請のあった浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金については、下記のとおり決定する。

年 月 日

浪江町長

## 記

町内事業所名	
事業実施場所	
町内事業開始日	年 月 日
補助対象期間	年 月分 ~ 年 月分
面積按分	%
補助率	立地区域
上限額	業種 円
補助対象経費	金 円
交付決定額	金 円
不交付理由	

## 交付条件等

- 対象経費について  
町内事業所において、事業の用に供した光熱水費等のみが対象となることに留意すること。
- 変更承認  
補助事業者は、交付申請内容を変更する場合又は事業の中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- 実績報告  
補助対象者は、補助金に係る事業完了後14日以内(第8条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1ヶ月以内)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- 補助金の確定  
実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付する補助金の額を確定し通知する。
- 補助金の交付請求  
補助金は、補助金の額の確定後、補助事業者からの交付請求により交付する。



様式第3号(第8条関係)

受付印

浪江町長

浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金  
変更承認申請書

申請日 年 月 日

申請者 <small>(法人の場合は本社住所、 個人の場合は代表者住所)</small>	住所	〒		
	事業者名			
	代表者役職		代表者氏名	㊞
町内事業所名 <small>(営業所の名称、屋号又は商号)</small>				
町内事業所住所 <small>(営業所の所在地)</small>	〒979-15 浪江町大字			
連絡先	担当者氏名		電話番号	
	メールアドレス			
事由	交付申請内容の変更・事業の中止・事業の廃止			
変更・中止・廃止内容				
事実発生日	年 月 日			
変更後補助対象期間	年 月分 ~ 年 月分			
	補助対象経費		交付決定額	
変更前(A)	円		000円	
変更後(B)	円		000円	
差(B-A)	円		000円	



様式第4号(第8条関係)

浪産第 号  
年 月 日

住所：  
事業者名：  
代表者名：

浪江町長

浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金

## 変更承認通知書

年 月 日付で承認申請のあった浪江町町内再開事業者等光熱費等補助金について、これを適当と認めたので通知します。

記

1.承認内容

2.指示事項

【担当】 浪江町役場 産業振興課 商工労働係  
電話 0240-34-0247 ※8:30~17:15  
メール namie15010@town.namie.lg.jp



受付印

浪江町長

浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金  
実績報告書

申請日 年 月 日

申請者 <small>(法人の場合は本社住所、 個人の場合は代表者住所)</small>	住所	〒		
	事業者名			
	代表者役職		代表者氏名	㊟
町内事業所名				
町内事業所住所 <small>(光熱水費等使用場所)</small>	〒979-15	業種	製造業 ・ その他	
	浪江町大字			
連絡先	氏名		電話番号	
	メールアドレス			
立地区域の別	特定復興再生拠点区域 ・ 帰還困難区域 ・ その他の区域			
町内事業開始日	年 月 日		申請期限：町内事業開始日の翌月末日	
※住居と事業所建物が 一体となっている場合	建物延べ床面積	m <sup>2</sup>		
	事業所部分 <small>(事業所部分</small>	m <sup>2</sup>	事業所対象部分 <small>按分率</small>	%
	<small>(事業所部分</small>		) × 100 = <small>按分率</small>	
	<small>㎡+住居部分</small>		<small>㎡</small>	
対象経費(実績)	電気料	按分計算	上水道使用料	按分計算
	月額2,000円以上(1円未満切捨)		月額2,000円以上(1円未満切捨)	
開業の 翌月 から 12 か月 分	4月分			
	5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	1月分			
	2月分			
	3月分			
	計	円		円
対象経費合計	円			
補助割合	2分の1 ・ 10分の10		限度額	
補助金額 <small>(千円未満切捨)</small>	000円			

同意 添付書類により証明すべき事実について、町が町税等の納付状況を確認することについて、申請者欄の自署または記名押印をもって同意します。

- 添付書類
- ・ 町税等の未納がないことの証明書
  - ・ 光熱水費等の使用料がわかる資料
  - ・ 町長が必要と認める書類

限度額(年額)と補助率

区分	補助率	製造業	その他の業種
帰還困難区域 特定復興再生拠点区域	10分の10	240万円	120万円
その他の区域	2分の1	120万円	60万円

***税務担当課処理欄***	この確認は本補助金交付に限り有効	確認	決裁	確認者
納付状況確認	滞納なし ・ 課税なし ・ 滞納あり	年 月 日		



様式第6号(第10条関係)

浪 産 第 号  
年 月 日

事業者名:

代表者名:

浪江町長

浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金

## 確定通知書

年 月 日付で報告のあった浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金については、下記の通り確定したので通知する。

記

町内事業所名	
事業実施場所	
町内事業開始日	年 月 日
補助対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
面積按分	%
補助率	立地区域
上限額	業種 円
補助対象経費	金 円
補助金確定額	金 円

【担当】 浪江町役場 産業振興課 商工労働係  
電話 0240-34-0247 ※8:30~17:15  
メール namie15010@town.namie.lg.jp



様式第7号(第11条関係)

受付印

浪江町長

浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金

## 交付請求書

請求日 年 月 日

申請者 <small>(法人の場合は本社住所、 個人の場合は代表者住所)</small>	住所	〒		
	事業者名			
	代表者役職		代表者氏名	Ⓜ
町内事業所名 <small>(営業所の名称、屋号又は商号)</small>				
町内事業所住所 <small>(営業所の所在地)</small>	〒979-15 浪江町大字			
連絡先	担当者氏名		電話番号	
	メールアドレス			
交付請求額	000円			
振込先	金融機関名			
	支店名		種別	普通 ・ 当座
	口座番号			
	口座名義 <small>(カタカナ)</small>			

※債権者コード